

令和8年度

一般廃棄物（ごみ）処理計画書

天草広域連合

令和8年度 天草広域連合一般廃棄物（ごみ）処理計画書

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、天草広域連合（以下「連合」という。）における一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定める。

2 実施計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1ヶ年間。

3 処理計画の対象区域

天草市（牛深町、御所浦町、天草町、河浦町）除く、上天草市全域及び苓北町

4 所管の処理施設

処理施設名	所在地	処理種別
本渡地区清掃センター	天草市楠浦町 4751 番地	可燃ごみ、不燃ごみ
松島地区清掃センター	上天草市松島町教良木 236 番地	
リサイクルセンター	天草市楠浦町 4751 番地	資源物
ストックヤード	上天草市松島町教良木 236 番地	

5 一般廃棄物（ごみ）の処理計画

(1) 一般廃棄物（ごみ）に係る事務は、収集運搬を各構成市町で中間処理及び最終処分を連合で行う。

区分	収 集 運 搬				中間処理	最終処分
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	事業系ごみ		
連 合					連合直営	民間委託
天 草 市	直営・委託	直営・委託	直営・委託	許可		
苓 北 町	委託	委託	委託	許可		
上天草市	委託	委託	委託	許可		

直営：市・町直営

委託：市・町委託

許可：市・町許可

民間委託：令和5年度から民間（株式会社松岡環境開発）に最終処分委託。

(2) 収集・運搬計画

各市町の計画による。

(3) 中間処理計画

① 処理施設の概要及び処分方法

・可燃ごみ施設

施設名	形式	処理能力	処理対象	(R8) 計画 処理量(t)	(R8) 計画 残渣量(t)
本渡地区清掃センター	流動床方式	93t/16h	可燃ごみ	13,229.00	1,223.00
松島地区清掃センター	ストローカ方式	34t/8h	可燃ごみ	6,109.00	708.00

・不燃ごみ施設

施設名	形式	処理能力	処理対象	(R8) 計画 処理量(t)	(R8) 計画 残渣量(t)
本渡地区清掃センター	回転式 横型破碎機	19t/5h	不燃ごみ	1,941.00	346.00
松島地区清掃センター	回転式 横型破碎機 ギロチン式 油圧せん断機	8t/5h	不燃ごみ	708.00	270.00

施設名	処理対象物	計画処理量	処理方法
本渡地区清掃センター リサイクルセンター	不燃ごみ（スチール・アルミ）	131.00	破碎処理後、圧縮し保管
	未処理	116.00	貯留保管
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック類	945.00	古紙類等貯留保管
	古布	94.00	
	ペットボトル	274.00	ペットボトル・容器包装プラスチック
	容器包装プラスチック	381.00	ク・発泡スチロールは、松島地区分も併せて処理し、貯留保管
	発泡スチロール	13.00	
	資源物（スチール・アルミ）	79.00	プレス後、貯留保管
	生活金物類（鍋・釜・やかん等）	18.00	保管容器に貯留保管
	小型家電製品類	8.00	ペットボトル保管施設に貯留保管
	蛍光管	5.00	容器に貯留保管
	乾電池	23.00	フレコンバッグにて保管
	家庭用廃食油（ℓ）	15,200	専用容器に貯留保管
	生きビン	15.00	手選別により各種類に選別後貯留保管
	カレット（白・茶・その他）	223.00	
松島地区清掃センター ストックヤード	不燃ごみ（スチール・アルミ）	43.00	破碎処理後、圧縮し保管
	未処理	63.00	貯留保管
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック類	272.00	古紙類等貯留保管
	古布	36.00	
	資源物（スチール・アルミ）	28.00	プレス後、貯留保管
	生活金物類（鍋・釜・やかん等）	10.00	保管容器に貯留保管
	小型家電製品類	5.00	プラットホームに貯留保管
	蛍光管	3.00	容器に貯留保管
	乾電池	10.00	フレコンバッグにて保管
	家庭用廃食油（ℓ）	4,600	専用容器に貯留保管
	生きビン	5.00	手選別により各種類に選別後貯留保管
	カレット（白・茶・その他）	96.00	
合計		2,896.00	※廃食油を除く

※合計には家庭用廃食油の数量は含まないものとする。

(4) 最終処分計画

中間処理後の焼却灰は、平成 25 年度に新白洲一般廃棄物最終処分場（天草市栖本町）地内埋立
が終了したため民間の株式会社松岡環境開発に処分委託する。

令和 8 年 4 月 1 日現在

埋立処分先	所在地	埋立面積(m ²)	全体容量(m ³)
松岡環境開発最終処分場	大分県大分市大字松岡字長尾 925 番 1 外 29 筆	59,000	1,700,000

② 施設搬入禁止物

<可燃ごみ施設>

- ・爆発性物質・動物の死体・有害物また悪臭するもの・土石またがれき類・多量に水分を含む
焼却に不適なもの・伝染病等の排泄物が付着したもの・ビニール（農業用品）

<不燃ごみ施設>

- ・レンガ・土石またがれき類・鉄塊・長鉄棒・長鉄線・鉄板・爆発性危険物・残飯類
・モーター類・コンプレッサー・自動車部品・農機具類・農薬類・ガスボンベ（プロパン）

6 ごみの排出抑制及び資源化に関する事項

(1) 施設搬入物指導の徹底

- ・家庭、事業所からの直接搬入及び収集運搬業許可事業者の搬入について、可燃ごみ、不燃ごみ、
資源ごみの分別を行ったうえでの搬入を指導する。また、関係 市町と協議のうえ、搬入ルール
の適正化を図る。
- ・産業廃棄物等の搬入不可品目を発見した場合は、聞き取り等を実施、記録等を行い、関係市町
に情報提供を行う。

(2) 施設見学（環境学習）の最適化

- ・圏域内小学生の環境学習に合わせて実施される施設見学において、資料の更新等、ごみの減量
化、資源化の重要性について理解を深めてもらうような創意工夫を行う。
- ・小学生のみならず、要請があれば自治会、中学生等向けの環境学習に対応できるような施設見
学メニューの検討を行う。